

## 沿道飲食店等の路上利用(テイクアウトテラス営業等)に伴う 道路占用許可について

内容	<p>① 新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること</p> <p>② 「3密」回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること</p> <p>③ テイクアウト、テラス営業等のための仮設施設の設置であること</p> <p>④ 施設付近の清掃等にご協力いただけること</p>		
占用主体	<p>仙台市内の各商店街等</p> <p>※商店街等による一括占用が原則になりますが、それができない場合は、下記の各区・宮城総合支所道路課、秋保総合支所建設課にご相談ください。</p>		
場所	<p>① 道路の構造・交通に著しい支障を及ぼさない場所</p> <p>歩道において、次の歩行空間を確保できる場所</p> <p>交通量が多い場所：3.5m以上 ※場所により4メートル以上</p> <p>その他の場所：2m以上</p> <p>※十分な歩行空間を確保できることが前提です。</p> <p>② 視覚障害者誘導用ブロック</p> <p>歩道では、安全配慮のため原則切廻してください。</p> <p>ただし、切廻できない場合、下図のように誘導用ブロックの両脇60cmの範囲で歩行空間を確保してください。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>交通量が多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上が必要です。歩行者の十分な歩行空間確保が必要です。</p> <p>(原則) 占用可能です</p> <p>※歩道幅員以外にも、消火栓近くの設置は不可など安全上の制約がありますので、詳しくは下記各区・支所にご相談ください。</p>		
期間	令和3年9月30日まで		
占用料	免除(原則) ※施設付近の清掃等にご協力いただけることが条件です		
問い合わせ先	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">                 青葉区道路課・・・(代)225-7211                  宮城総合支所道路課・・・(代)392-2111                  宮城野区道路課・・・(代)291-2111                  若林区道路課・・・(代)282-1111             </td> <td style="width: 50%; padding-left: 5px;">                 太白区道路課・・・(代)247-1111                  秋保総合支所建設課・・・(代)399-2111                  泉区道路課・・・(代)372-3111             </td> </tr> </table>	青葉区道路課・・・(代)225-7211 宮城総合支所道路課・・・(代)392-2111 宮城野区道路課・・・(代)291-2111 若林区道路課・・・(代)282-1111	太白区道路課・・・(代)247-1111 秋保総合支所建設課・・・(代)399-2111 泉区道路課・・・(代)372-3111
青葉区道路課・・・(代)225-7211 宮城総合支所道路課・・・(代)392-2111 宮城野区道路課・・・(代)291-2111 若林区道路課・・・(代)282-1111	太白区道路課・・・(代)247-1111 秋保総合支所建設課・・・(代)399-2111 泉区道路課・・・(代)372-3111		